

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2010年10月22日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。この文書において新たに特定された国は、バングラデシュ、ガーナ、ホンジュラス、フィリピン、タンザニア、ベネズエラ及びベトナムである。FATFはこのプロセスの一環として、更にその他の国・地域の初期検証を開始しており、その成果を来年に提示する予定である。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進展について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

アンゴラ

2010年6月、アンゴラはFATFと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、資金洗浄・テロ資金供与対策法の制定と国際組織犯罪防止条約の批准を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、③テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告III)及び④テロ資金供与防止条約の批准を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する

資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国のFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は共同社会法案枠組みの可決を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの履行(特別勧告Ⅲ)、②全体的な監督枠組みの改善の継続(勧告23)、③金融における透明性の強化(勧告4)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPG(アジア・太平洋地域のFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、⑤疑わしい取引の届出の提出条件の改善(勧告13及び特別勧告Ⅳ)及び⑥国際協力の改善(勧告36、39及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを懲遷する。

ボリビア

2010年2月、ボリビアはFATF及びGAFISUD(南米のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは、ボリビアの資金洗浄・テロ資金供

与対策体制に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化の確保(勧告1)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

エクアドル

2010年6月、エクアドルはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の改正案の議会への提出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び④金融セクターの監督に関する調整の強化と改善(勧告23)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

エチオピア

2010年6月、エチオピアはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組み及び手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ガーナ

2010年10月、ガーナはFATF及びGIABA(西アフリカのFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施に取り組む。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ギリシャ

2010年2月、ギリシャはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は金融情報機関の実効性の強化のための措置、テロ資金供与を適切に犯罪化するための法案の可決を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①国連安保理決議1373に基づく既存のテロリスト資産の凍結メカニズム及び手続きの改善(特別勧告Ⅲ)及び②金融情報機関の実効性の更なる強化(勧告26)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ホンジュラス

2010年10月、ホンジュラスはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保及び④顧客管理措置の改善及び

拡大(勧告5)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

インドネシア

2010年2月、インドネシアはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は2010年10月の新たな資金洗浄対策法の承認を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②資金洗浄の効果的な犯罪化の確保(勧告1)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ケニア

2010年2月、ケニアはFATF及びESAAMLG(東部・南部アフリカのFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

モロッコ

2010年2月、モロッコはFATF及びMENAFATF(中東・北アフリカのFATF型地域体)

と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は金融情報機関をより機能的にするための初期的措置を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与罪の範囲を拡大するための刑法改正(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②顧客管理義務の欠陥に対応するための関連法又は規則の改正(勧告5)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

2010年2月、ミャンマーはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しの枠組み強化(勧告35及び特別勧告Ⅰ)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤金融における透明性の強化(勧告4)、⑥顧客管理措置の強化(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ネパール

2010年2月、ネパールはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与に関する修正法案の提出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④適切な刑事共助法制の制定及び実施(勧告36)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対

策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ナイジェリア

2010年2月、ナイジェリアはFATF及びGIABAと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③関連法又は規則が顧客管理義務における欠陥に対応し、全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)、⑤金融セクターにおいて、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督が効果的に実施されていることの実証(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パキスタン

2010年6月、パキスタンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は資金洗浄の前提犯罪の範囲の拡大を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化の実施(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結し、没収するための適切な手続きの構築及び履行の表明(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融サービス業者への適切な制裁体制を含む効果的な規制の実証、及びこれらのサービスに対する資金洗浄及びテロ資金供与の防止措置の範囲の拡大(特別勧告Ⅵ)、⑤越境現金取引の効果的な管理体制の改善及び実施(特別勧告Ⅸ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

パラグアイ

2010年2月、パラグアイはFATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国はいくつかの基本的な顧客管理措置の構築を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②金融における透明性の強化(勧告4)、③顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)、④越境現金取引の効果的な管理体制の実施(特別勧告Ⅸ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

フィリピン

2010年10月、フィリピンはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定、凍結し、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ及び勧告3)、③金融における透明性の強化(勧告4)、④権限ある当局に対する能力と財政的資源の確保(勧告30)及び⑤効果的な顧客管理措置の構築(勧告5))を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

サントメ・プリンシペ

2010年10月、サントメ・プリンシペはFATF及びGIABAと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、③金融機関、指定非金融業者及び職業専門家が適切な資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規制及び監督に従うこと、及び権限ある当局により資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守するよう指定がなされることの確保(勧告23、24及び29)、④国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた制裁の実施(勧告17)及び⑤

GIABA のメンバーシップを得るために必要な行動への対処を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

スリランカ

2010年2月、スリランカはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の義務に基づく金融機関へのアウトリーチの実施及び金融情報機関運用の初期的措置を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全に機能し、効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、④規制当局が新法及び規則の遵守を確保するために、規制当局者用の監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

シリア

2010年2月、シリアはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメント

を示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を履行及び執行する適切な手段の導入(特別勧告Ⅰ)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤刑事共助のための適切な法及び手続き導入(勧告36-38及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATF は同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

タンザニア

2010年10月、タンザニアはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行及び法律、規制又は他の強制力のある手段を通じた国連安保理決議1267、1373の履行(特別勧告Ⅲ)、③効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)、④適切な記録保存義務の構築(勧告10)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥資金洗浄・テロ資金供与対策上の義務の遵守を確保するための権限ある当局の指定(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

タイ

2010年2月、タイはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組

みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

トリニダード・トバゴ

2010年2月、トリニダード・トバゴはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告Ⅲ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、③監督権限を有し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

トルコ

2010年2月、トルコはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国はテロ資金供与対策法の起草への取り組みを含む、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの実施(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

トルクメニスタン

2010年6月、トルクメニスタンはFATF及びEAG(ユーラシア地域のFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は金融情報機関の能力開発のための研修ワークショップの開催を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化に関する残存する課題への対応(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、

②テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続き履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④金融情報機関と国内関係者の協働関係の発展、⑤国際協力の強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを行う。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ウクライナ

2010年2月、ウクライナはFATF及びMONEYVALと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。6月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与に関する新法の施行を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化に関する残存する課題への対応(勧告1)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの改善及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、④全てのセクターのための適切な顧客管理ガイドラインの履行(勧告5)及び⑤資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の構築(勧告13及び特別勧告Ⅳ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ベトナム

2010年10月、ベトナムはFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に向け、措置を講じてきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、FATF及びAPGと協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅲ)、③全体的な監督枠組みの改善(勧告23)、④顧客管理措置及び疑わしい取引の届出条件の改善及び拡大(勧告5、13及び特別勧告Ⅳ)及び⑤国際協力の強化(勧告36及び勧告40)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組む。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

イエメン

2010年2月、イエメンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄対策法の履行に関する規制の公布、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③疑わしい取引の届出機関に対する、資金洗浄・テロ資金供与対策義務に関する実質的なガイダンス及び命令の発出(勧告25)、④特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

2010年2月、FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有する国・地域として、以下の国・地域を特定した。以後、これら国・地域はアクションプランにおいて特定された戦略上の欠陥に実質的に対応し、FATFのこの監視プロセスから除外される。これらの国・地域はそれぞれのFSRBと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に継続して取り組む。

カタール

FATFはカタールの資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重要な進展を歓迎し、同国が、FATFが2010年2月に特定した資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランに対するコミットメントを果たしたことを指摘する。したがって、同国は継続中の国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策遵守プロセスに基づくFATFの監視プロセスにもはや服さない。同国はMENAFATFと協働し、相互審査報告において特定された全ての資金洗浄・テロ資金供与対策の問題、特に特別勧告Ⅲ(テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続き)の遵守、への対応を継続する。

アゼルバイジャン

FATFはアゼルバイジャンの資金洗浄・テロ資金供与対策体制における重要な進展を歓迎し、同国が、FATFが2010年2月に特定した資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランに対するコミットメントを果たしたことを指摘する。したがって、同国は継続中の国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策遵守プロセスに基づくFATFの監視プロセスにもはや服さない。同国はMONEYVALと協働し、相互審査報告において特定された全ての資金洗浄・テロ資金供与対策の問題、特に特別勧告Ⅲ(テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続き)の遵守、への対応を継続する。

(以上)